

至急回覧 (思川)

令和3年6月18日

草刈(畦畔・水路・農道)期間のお知らせ

(多面的機能支払交付金)

思川農地保全会

委員長 板鼻 力

多面的機能支払による草刈期間の設定を下記のとおり行います。

思川以外の耕地をお持ちの方(例えば、吉里開田など)でも対象となりますので、この期間に実施してください。

申告の方法は昨年と同様とします。

草刈を実施したら、その日の内に(午後8:00まで)集落センターで時間等を記入してください。(センター玄関に用紙があります)

毎日実施

草刈実施 → **集落センターで記入** → **役員が回収**

※お手をかけますが、申告漏れが無いようお願いします。

※草刈の実施状況を毎日役員が写真を撮っていますのでご協力願います。

なお、1日5時間以上草刈り草刈りしていただいても上限5時間で打ち切りになりますのでご了承ください。(怪我や事故にお気をつけください。)

草刈期間

■ 7月4日(日)～7月10日(土)

注意 暑い時期です、水分補給を忘れずに!